

令和 7 年 11 月 19 日

課 名 健康福祉局食品生活衛生課

担当者 食品衛生担当監 湯藤

内 線 3102

「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」 改正案に関する意見募集について（概要）

1 要旨・目的

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）の一部改正により、飲食店営業の一業態として「従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」（以下「全自動調理機による営業」という。）の参酌基準が新たに定められたことに伴い、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（以下「食品条例」という。）の一部を改正することとし、県民意見募集を実施する。

2 現状・背景

令和 6 年 10 月に厚生労働省が開催した「食品の営業規制の平準化に関する検討会」において全自動調理機による営業の実態が議論された結果、公衆衛生に与える影響が著しい営業に関する基準が見直され、令和 7 年 7 月 2 日付けの規則の一部改正により、全自動調理機による営業の参酌基準が定められた。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 54 条において、都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であって、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条で定めるものの施設につき、規則で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとされているため、食品条例を一部改正し、全自動調理機による営業の施設基準を追加で定めることとする。

3 改正の概要

(1) 主な改正内容

全自動調理機による営業の施設基準を追加する。施設基準の規定は、規則の参酌基準のとおりとする。

(2) 施行期日

改正規則の施行日とする（令和 8 年 4 月 1 日）。

なお、この食品条例が施行される以前から、従業者が常駐しない営業形態について、知事等が衛生上支障がないと判断し許可した施設については、従前のとおり営業可能とする。

(3) 根拠法令

食品衛生法第 54 条

4 スケジュール

令和 7 年 11 月 19 日～12 月 18 日 県民意見募集

令和 8 年 2 月 議案提出

令和 8 年 3 月～ 県報登載、関係機関への通知、県民への周知

5 その他（関連情報等）

—